

第 7 章

歷史的風致形成建造物

1 歴史的風致形成建造物の指定方針

(1) 歴史的風致形成建造物の考え方

歴史的風致を形成する上で重要な構成要素である歴史的風致形成建造物については、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図るうえで必要かつ重要なものを指定する。具体的には、商家群や東山寺院群などにおいて飛騨の匠の技術が息づく近世以来の町屋建築、寺社建築や歴史的な価値の認められる近代の建築物などから指定することとする。また、歴史的な価値が認められる橋梁、門、塀などの工作物や庭園等も対象とする。

特に、重要伝統的建造物群保存地区周辺に位置し、周遊ルート整備等にあわせて積極的に活用が見込まれる、県・市指定文化財、登録有形文化財の建造物については、適正な保存と積極的な活用を促進するために、歴史的風致形成建造物の指定と、公開等のための修理費の助成などにも取り組む。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定基準

重点地域内における国指定文化財及び重要伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物群を構成している建造物を除く歴史的建造物で、以下のいずれかに該当するものとする。

- ①意匠、技術性が優れているもの
- ②歴史性、地方性、希少性の観点から保全が必要なもの
- ③重点区域の歴史的風致向上のために必要なもの
(外観が景観形成上重要なもの、事業推進に重要な位置を占めているもの等)

(3) 歴史的風致形成建造物の対象

重点地域内における国指定文化財及び重要伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物群を構成している建造物を除く歴史的建造物で、以下のいずれかに該当するものとする。

- ①文化財保護法に基づく、登録有形文化財（建造物）、登録記念物
- ②岐阜県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③高山市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ④その他、伝統的な意匠で建築された建造物等で、重点区域の歴史的風致の向上に寄与すると認められるもの。

2 歴史的風致形成建造物

(1) 歴史的風致形成建造物の指定



①旧矢嶋家土蔵群

- ・指定年月日 平成21年1月19日
- ・位置 三町伝統的建造物群保存地区隣接
- ・住所 岐阜県高山市上一之町74ほか
- ・概要 江戸・明治・大正期に建設された、豪商（塩問屋など）矢嶋家の現存する土蔵（塩蔵、文庫蔵、北土蔵、西土蔵）。現在は、飛騨高山まちの博物館の展示室として使用。



②旧永田家土蔵群

- ・指定年月日 平成21年1月19日
- ・位置 三町伝統的建造物群保存地区隣接
- ・住所 岐阜県高山市上一之町75-1ほか
- ・概要 江戸・明治・大正期に建設された、豪商（両替商、造り酒屋など）永田家の現存する土蔵（旧酒蔵、旧文庫蔵、旧米蔵、旧炭蔵、旧たんす蔵）。現在は、飛騨高山まちの博物館の展示室として使用。



③吉島家住宅附属建造物

- ・指定年月日 平成21年1月19日
- ・位置 下二之町大新町伝統的建造物群保存地区内
- ・住所 岐阜県高山市大新町1丁目51-4ほか
- ・概要 重要文化財吉島家の指定部分を除き、かつ、下二之町大新町伝統的建造物群保存地区保存条例における伝統的建造物に指定していない附属建造物。



④旧浅野家住宅

- ・指定年月日 平成21年1月19日
- ・位置 重要文化財松本家住宅隣接
- ・住所 岐阜県高山市上川原町126-2ほか
- ・概要 江戸時代の薬師問屋原家の住宅。



⑤宗猷寺庭園

- ・指定年月日 平成21年1月19日
- ・位置 城下町高山景観重点区域内
- ・住所 岐阜県高山市宗猷寺町218番地
- ・概要 江戸時代初期に当時の領主金森氏により建立された宗猷寺の敷地内にある、茶道宗和流の開祖である金森宗和好みの庭園。

3 歴史的風致形成建造物の管理指針

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」において、歴史的風致形成建造物の所有者に対して適切な管理と増築等を行う際の事前の届出を義務付け、また増築等を行う際には、当該建築物の保全に支障をきたすものである場合は市町村が勧告を行うことが位置付けられているため、歴史的風致形成建造物に対して許容される増築等の行為を管理の指針として整理する。

(1) 基本的事項

歴史的風致形成建造物は、第6章の「歴史的風致形成建造物の指定方針」から、主に県・市指定文化財、登録有形文化財の建造物が該当し、これらに該当する建造物の保全に関する考え方は、文化財保護法、県及び市の文化財保護条例等にそれぞれ位置づけられている。このため、歴史的風致形成建造物の管理は、指定理由に則り、建造物の構造、歴史的特性、重点区域における位置づけなど、それぞれの建造物が有する価値づけによるものを基本として実施する。

(2) 県・市指定文化財

県・市指定文化財は、建造物の外部及び内部ともに現状保存を基本としている。このため、これらに該当する歴史的風致形成建造物の管理においては、建造物の外部及び内部の破損状況に応じた保存修理を基本とする。また、増築等に関しては、当該建造物の保存上やむを得ない場合を除き、原則行わないものとする。

(3) 登録有形文化財建造物等

登録有形文化財の建造物等は、建造物全体に文化財的価値の認められるものであっても、生活や生業に用いられる施設であることから主として外観を規制の対象としている。このため、これらに該当する歴史的風致形成建造物の管理においては、文化財的価値に配慮した内部の改装に理解と協力を得つつ、外観の保存修理が行われるよう、普及啓発ならびに指導、助言に努めることとする。また、増築等に関しては、通常、道路等の公共空間から眺望できる範囲への行為は、可能な限り控えるようにする。内部については、所有者（居住者）の快適な生活環境の維持や一般公開に伴う改装、さらには当該建築物が立地する地域において、歴史的風致を維持及び向上していく観点から用途変更を行う場合などは、改装を認めるものとする。

(4) 届出不要の行為

法第15条第1項第1号及び政令第3条第1号の規定に基づく届出不要の行為については、以下の場合とする。

- ①登録有形文化財で、文化財保護法第64条第1項の規定による現状変更の届出を行った場合
- ②登録記念物で、文化財保護法第133条の規定により準用する同法第64条

第1項の規定による現状変更の届出を行った場合

- ③岐阜県文化財保護条例第3条第1項の規定により指定された岐阜県重要文化財で、同条例第5条の3第1項の規定による現状変更等の許可を申請した場合
- ④岐阜県文化財保護条例第7条の6第1項の規定により指定された岐阜県重要有形民俗文化財で、同条例第7条の8第1項の規定による現状変更等の届出を行った場合
- ⑤岐阜県文化財保護条例第8条第1項の規定により指定された岐阜県記念物で、同条例第10条の2第1項の規定による現状変更等の許可を申請した場合
- ⑥高山市文化財保護条例第5条第1項の規定により指定された高山市指定有形文化財等で、同条例第15条第1項の規定による現状変更等の届出を行った場合